

令和8年度首都圏等情報発信に係るパブリシティサポート業務仕様書

1 委託業務名

令和8年度首都圏等情報発信に係るパブリシティサポート業務

2 業務目的

旅行先や購入先として「選ばれる香川」を目指し、本県のさまざまな魅力や楽しみ方について、パブリシティとして首都圏を中心としたメディアに取り上げてもらうことで、香川県の認知度やブランド力をさらに向上させ、本県への誘客促進を図るものとする。

3 委託期間

契約締結日～令和9年3月19日(金)

4 業務の詳細

首都圏等のテレビ番組やWEB等のメディアにおいて、香川県の観光・体験・グルメ・アート・イベント等の情報が取り上げられるよう、時節ごとのニュースリリースの発行等を通じて、下記の業務を実施すること。

(1) ニュースリリースの作成・配信

公益社団法人香川県観光協会(以下「協会」という。)が指定する内容について、簡潔にまとめたメディア向けのニュースリリースの作成・配信を行う。協会と協議の上、適切なタイミングで6回以上配信すること。なお、メディアのニーズに合致した本県に関する情報があれば、協会に提案すること。

(2) テレビ番組への働きかけ

地上波全国ネットのテレビ番組3回以上の露出を獲得すること。

- ・現地取材を実施することを原則とし、香川県の具体的な観光素材等が取り上げられ、香川県に興味を惹きつけ、香川県に行ってみたいと思わせる内容であること。

(3) 獲得目標

- ・上記(1)と(2)の取組みにより雑誌、WEB、新聞等のメディアで200件以上の露出を獲得すること。
- ・上記の露出獲得数を達成した後もメディアへの働きかけを継続し、年間を通じて活動すること。

(4) 委託者との打ち合わせ

月1回程度の定期的な打ち合わせを実施すること。なお、県外事業者の場合は、Web会議等で実施することとする。

（5）効果測定・進行管理

毎月末現在の活動内容、広告換算額等を記載した「活動報告書(クリッピング含む)」、メディアとのコンタクト状況を翌月に報告すること。

（6）その他留意事項

- ・露出実績の広告換算額が委託料を上回ること。
- ・メディアのニーズを的確に把握し、メディアのニーズに合致した本県に関する情報の収集・発掘を行い、協会に提案すること。

5 業務の適正な実施に関する事項

受託者は、本委託業務の履行にあたり、業務の全部又は一部を第三者に再委託することはできない。ただし、受託者が、再委託しようとする業者の名前、業務の範囲、契約金額、理由、その他協会が必要とする事項を協会に書面で申請し、協会の書面による承認を得たときは、この限りではない。

協会の承諾を得て業務の一部を第三者に再委託する場合、受託者は、当該第三者（以下「再委託先」という。）に対し、この契約により受託者が負担する義務と同等の義務を課すとともに、再委託先の義務の履行その他の行為について一切の責任を負うものとする。

6 その他

- （1）本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、協会と協議すること。
- （2）委託料の支払いは、完了払いとする。
- （3）協会は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様書の変更に応じること。
- （4）天災その他経済情勢の激変等により、事業が中止となった場合や業務の完了に影響がでた場合は、別途変更契約を締結し、業務が完了した部分の経費を上限（但し、契約額以内で、県が適切と認める範囲に限る。）に委託料を支払うものとする。